

山口県報

平成18年
12月26日
(火曜日)

目次

告示

- 一 産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請（廃棄物・リサイクル対策課）
- 一 保安林予定森林（周南市）（森林整備課）
- 二 指定施設要件の変更予定保安林（山口市）（森林整備課）
- 二 道路の区域の変更（道路整備課）
- 二 道路の供用の開始（道路整備課）
- 三 山口都市計画道路事業の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 三 海岸保全区域の指定（港湾課）
- 四 港湾隣接地域の指定に関する告示の一部改正（港湾課）
- 四 公告
- 五 平成十八年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）
- 六 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出（商政課）
- 六 公共測量の実施（監理課）
- 七 港湾施設に係る指定管理者の指定（港湾課）
- 七 教委告示
- 七 山口県指定有形文化財の指定

山口県告示第六百八十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の二の五第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。



当該申請書及び当該変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、平成十八年十二月二十六日から平成十九年一月二十六日まで、山口県岩国環境保健所及び和木町役場において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十二月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 申請者

名称 株式会社和木商事
住所 玖珂郡和木町関ヶ浜二丁目六番二〇号
代表者の氏名 榊 礼子

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

玖珂郡和木町大字関ヶ浜字鷹ノ巣五四五番、五四七番、五四八番、五五一番、五五二番、五五六番、五六一番、五六三番、八四三番一、八四四番、八四六番、八四八番、八五〇番、八五二番、八五四番、八五六番、八五八番、八六〇番から八六二番まで、八六三番一、八六六番から八七〇番まで、八七二番、八七四番、八七六番、八七八番、八八二番及び八九〇七番

三 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場
四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く）、陶磁器くず及びがれき類

五 申請年月日

平成十八年九月二十一日

山口県告示第六百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成十八年十二月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字富田字仙島（国有林、次の図に示す部分に限る。）
二 指定の目的

名所又は旧跡の風致の保存
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成十八年十二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市小郡上郷字岡田一の一、字中ノ尾三六、三七の六、三八の二、字原河内東八八、八九、九二から九四まで、字原河内一三三、字大亀石一三三の七、一一三の〇、一一三の一、字堂ヶ谷一三三の二、一一三から一一五まで、字木船上川西一一五、字木船下川西一二七、字草六二〇三、二〇二三、字鬼ヶ原上一四一九、一四二六、字桂ヶ谷東一四二二の一(次の図に示す部分に限る。)、一四二二の二、字桂ヶ谷西一四二二の二、一四二二の二、字万玉上浴一四九五の一、一四九五の六、字円座一五〇〇の一、二九四九の一、字薄浴一七七二から一七七五まで、一七七六の一、一七七六の二、一七七九、字上八方原一七九一の一、字猿ヶ馬場一七九九から一八〇三まで、字斧磨一八五二、字大浴一九四六から一九四八まで、字鬼ヶ原二八八一、二八八二の一、二八八二の二、二八八三、字岡田山四四四三、小郡下郷字大埜一〇五の一、字御田ヶ谷二二三から二二六まで、二二七第一、字洗川二三五の一・二三五の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二三五の七、二三五の八、字原河内四二五七の一、字御田ヶ谷式四二八、字石ヶ坪六五五の一から六五五の一三ま

で、六五五の三〇、六五五の三六

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市小郡上郷字原河内東九三・字万玉上浴一四九五の一・一四九五の六・字円座一五〇〇の一・二九四九の一・小郡下郷字洗川二三五の一・字御田ヶ谷式四二八(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年十二月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 一般国道

路線名 四八九号

道路の区域

| 区 間 | 旧 別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|---|-----|-----------------|---------------|-----|
| 山口市徳地野谷字出合一〇三九の二 地先から 同市徳地野谷字小原二二三の一 地先 | 旧別 | 最狭 二・三・四 | 一、〇四二・〇 | |

| | |
|-------------|------------------------------------|
| 道路の種類 | 県道 |
| 路線名 | 通津周東線 |
| 道路の区域 | |
| 区間 | 山口市徳地野谷字出合一〇三九の二地先から同市徳地野谷同字一〇四二の三 |
| 新旧別 | 新 |
| 敷地の幅員(メートル) | 最狭 三・八・二 最広 三・八・二 |
| 延長(メートル) | 八四・〇 |
| 備考 | |

| | |
|-------------|--|
| 道路の種類 | 県道 |
| 路線名 | 通津周東線 |
| 道路の区域 | |
| 区間 | 山口市徳地野谷字出合一〇四二の三の地先から同市徳地野谷同字一〇四二の三の地先まで |
| 新旧別 | 新 |
| 敷地の幅員(メートル) | 最狭 二・九・〇 最広 二・九・〇 |
| 延長(メートル) | 一、八六九・六 |
| 備考 | 道路改良工事の完了による。 |

| | |
|-------------|--|
| 道路の種類 | 県道 |
| 路線名 | 柿木山口線 |
| 道路の区域 | |
| 区間 | 山口市徳地野谷字小原二二三の二の地先から同市徳地野谷字出合一〇四二の三の地先まで |
| 新旧別 | 新 |
| 敷地の幅員(メートル) | 最狭 三・四 最広 三・四 |
| 延長(メートル) | 一、〇四二・〇 |
| 備考 | 一般国道四八九号(重用) |

山口県告示第六百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十八年十二月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月二十六日

山口県知事 二井 関成

| | | |
|----------|--|--------------|
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| 一般国道四八九号 | 山口市徳地野谷字出合一〇三九の二地先から同市徳地野谷字小原二二三の二地先まで | 平成十八年十二月二十七日 |

| | | |
|---------|--------------------------------------|--------------|
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| 県道通津周東線 | 岩国市通津字高殿一九四四の二地先から同市通津字鮎かへり四四三の二地先まで | 平成十八年十二月二十七日 |

山口県告示第六百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、山口都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年十二月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 施行者の名称
山口市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
山口都市計画道路事業三・四・二十六中園町三和町線
- 三 事業施行期間
平成十四年六月十八日から平成二十年三月三十一日まで
- 四 事業地
山口市中園町、泉都町、松美町及び三和町

山口県告示第六百八十八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定に基づき、海岸保全区域を次のとおり指定する。

海岸保全区域の指定に関する告示（平成元年山口県告示第九百五号）は、廃止する。

平成十八年十二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 海岸の名称

山口県山南沿岸徳山下松港海岸浅江地区海岸

二 指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二の各点を順次結んだ線及び基点三二、補助点三二の一、二五の一、二四の一、一五の一、一二の一、一一の一、一〇の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域の位置

基点

- 一 光市浅江六丁目四八四番地の二の標柱の位置（北緯三三度五七分四一秒東 経一三二度五五分二七秒）
二 基点一から三二六度五九分五〇秒八〇・〇メートルの点
三 基点二から三二九度五九分五〇秒五二・〇メートルの点
四 基点三から三二八度五九分五〇秒一七九・〇メートルの点
五 基点四から三二五度五九分五〇秒七三・〇メートルの点
六 基点五から三二一度五九分五〇秒二一・〇メートルの点
七 基点六から三二二度五九分五〇秒四三二・〇メートルの点
八 基点七から三二八度五九分五〇秒三五・〇メートルの点
九 基点八から二九九度五九分五〇秒八八・〇メートルの点
一〇 基点九から三二〇度五九分五〇秒八三・〇メートルの点
一一 基点一〇から三二二度五九分五〇秒一〇一・〇メートルの点
一二 基点一一から三二二度五九分五〇秒一三三・〇メートルの点
一三 基点一二から三〇〇度五九分五〇秒二四六・〇メートルの点
一四 基点一三から二九五度〇〇分〇〇秒一六九・〇メートルの点

- 一五 基点一四から二八六度〇〇分〇〇秒八四・〇メートルの点
一六 基点一五から二八六度〇〇分〇〇秒一〇八・六メートルの点
一七 基点一六から二九度一七分三〇秒三一・三メートルの点
一八 基点一七から二八九度二五分四〇秒四九・二メートルの点
一九 基点一八から一九九度一七分三〇秒三四・二メートルの点
二〇 基点一九から二八六度〇〇分〇〇秒五九・一メートルの点
二一 基点二〇から二八六度〇〇分〇〇秒一〇〇・一メートルの点
二二 基点二一から三二九度二九分四〇秒二五・七メートルの点
二三 基点二二から二七八度二二分三〇秒三二・九メートルの点
二四 基点二三から一八三度二九分五〇秒一一・一メートルの点
二五 基点二四から二八五度〇〇分〇〇秒一三三・三メートルの点
二六 基点二五から二七八度五八分五〇秒三六・〇メートルの点
二七 基点二六から二八二度二分五〇秒一四・四メートルの点
二八 基点二七から二六五度五八分四〇秒五二・五メートルの点
二九 基点二八から二五七度三五分三〇秒五〇・五メートルの点
三〇 基点二九から二四八度一五分〇〇秒四八・八メートルの点
三一 基点三〇から二〇二度四四分五〇秒四七・七メートルの点
三二 基点三一から二六九度〇〇分〇〇秒五〇・〇メートルの点
補助点
一の一 基点一から一九三度〇〇分〇〇秒一八四・〇メートルの点
一の二 基点二から二四〇度〇〇分〇〇秒一五八・〇メートルの点
一の三 基点三から一九一度〇〇分〇〇秒一五七・〇メートルの点
一の四 基点四から二〇〇度〇〇分〇〇秒一三〇・〇メートルの点
一の五 基点五から一九七度三一分〇〇秒一九・一メートルの点
一の六 基点六から一七一度〇〇分〇〇秒二八四・〇メートルの点
一の七 基点七から一八一度〇〇分〇〇秒二四・〇メートルの点
注 方位は、真方位とする。

山口県告示第六百八十九号

港湾隣接地域の指定に関する告示（昭和三十八年山口県告示第七百二十六号）の一部を次のように改正する。

平成十八年十二月二十六日

山口県知事 二井 関成

十の2の(二)を次のように改める。

(一) 浅江地区

(2) 区域

補助点一の一、基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、補助点三二の一の各点を順次結んだ線及び最大高潮時の水際線によって囲まれた区域

(2) 点の位置

イ 基点

- 一 光市浅江六丁目四八四〇番地の二の標柱の位置(北緯三三度五七分四一秒東経一三一度五五分二七秒)
- 二 基点一から三二六度五九分五〇秒八〇・〇メートルの点
- 三 基点二から三二九度五九分五〇秒五二・〇メートルの点
- 四 基点三から三二八度五九分五〇秒一七九・〇メートルの点
- 五 基点四から三二五度五九分五〇秒七三・〇メートルの点
- 六 基点五から三二一度五九分五〇秒二一・〇メートルの点
- 七 基点六から三二二度五九分五〇秒四三・〇メートルの点
- 八 基点七から三二八度五九分五〇秒三五・〇メートルの点
- 九 基点八から二九九度五九分五〇秒八八・〇メートルの点
- 一〇 基点九から三二〇度五九分五〇秒八三・〇メートルの点
- 一一 基点一〇から三二二度五九分五〇秒一〇一・一メートルの点
- 一二 基点一一から三二二度五九分五〇秒一三三・〇メートルの点
- 一三 基点一二から三三〇度五九分五〇秒二四六・〇メートルの点
- 一四 基点一三から二九五度〇〇分〇秒一六九・〇メートルの点
- 一五 基点一四から二八六度〇〇分〇秒八四・〇メートルの点
- 一六 基点一五から二八六度〇〇分〇秒一〇八・六メートルの点
- 一七 基点一六から一九度一七分三〇秒三一・三メートルの点
- 一八 基点一七から二八九度二五分四〇秒四九・二メートルの点
- 一九 基点一八から一九九度一七分三〇秒三四・二メートルの点
- 二〇 基点一九から二八六度〇〇分〇秒五九・一メートルの点
- 二一 基点二〇から二八六度〇〇分〇秒一〇〇・一メートルの点

- 二二 基点二一から三二九度四分四〇秒二五・七メートルの点
- 二三 基点二二から二七八度二分三〇秒三二・九メートルの点
- 二四 基点二三から一八三度二九分五〇秒二一・一メートルの点
- 二五 基点二四から二八五度〇〇分〇秒一三三・三メートルの点
- 二六 基点二五から二七八度五八分五〇秒三六・〇メートルの点
- 二七 基点二六から二二五度二分五〇秒一四・四メートルの点
- 二八 基点二七から二六五度五八分四〇秒五二・五メートルの点
- 二九 基点二八から二五七度三分三〇秒五〇・五メートルの点
- 三〇 基点二九から二四八度一分五〇秒四八・八メートルの点
- 三一 基点三〇から二〇二度四分五〇秒四七・七メートルの点
- 三二 基点三一から二六九度〇〇分〇秒五〇・〇メートルの点

補助点

- 一の 基点一から一九三度〇〇分〇秒一八四・〇メートルの点
- 三三の一 基点三二から一八一度〇〇分〇秒二二四・〇メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第

百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。



(六四五) 平成十八年度山口県補正予算の要領の公表

平成十八年十一月山口県議会定例会で議決された平成十八年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成十八年十二月二十六日

山口県知事 二井 関成

平成18年度山口県一般会計補正予算(第3号)

平成18年度山口県の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ211,431千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ732,872,985千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

| 歳入 | 歳入 | 項 目 | 補 正 額 | 補正前の額 | 計 |
|----|----|------------|---------|-------------|-------------|
| 8 | 歳入 | 8 使用料及び手数料 | 216 | 12,633,859 | 12,634,075 |
| 9 | 歳入 | 9 国庫支出金 | 216 | 2,554,601 | 2,554,817 |
| | | 2 手数料 | | | |
| | | 2 国庫補助金 | 86,234 | 99,297,119 | 99,383,353 |
| | | 3 委託金 | 80,000 | 65,603,399 | 65,683,399 |
| | | 6 234 | | 1,095,165 | 1,101,399 |
| 13 | 歳入 | 13 繰越金 | 104,910 | 317,273 | 422,183 |
| | | 1 繰越金 | 104,910 | 317,273 | 422,183 |
| | | 104,910 | | 317,273 | 422,183 |
| 14 | 歳入 | 14 諸収入 | 20,071 | 83,370,639 | 83,390,710 |
| | | 2 受託事業収入 | 17,570 | 1,269,343 | 1,286,913 |
| | | 6 雑収入 | 2,501 | 3,620,899 | 3,623,400 |
| | | 211,431 | | 732,661,554 | 732,872,985 |
| 6 | 歳入 | 6 農林水産業費 | 129,737 | 60,649,036 | 60,778,773 |
| | | 1 農業費 | 108,173 | 13,861,736 | 13,969,909 |
| | | 2 畜産費 | 1,251 | 1,263,675 | 1,264,926 |
| | | 4 林業費 | 1,285 | 11,430,961 | 11,432,246 |
| | | 5 水産業費 | 19,028 | 12,681,305 | 12,700,333 |
| | | 81,694 | | 120,272,791 | 120,354,485 |
| | | 1 管理費 | 76,702 | 9,441,918 | 9,518,620 |
| | | 2 道路橋りょう費 | 4,992 | 46,111,606 | 46,116,598 |
| 2 | 歳出 | 2 合計 | 211,431 | 732,661,554 | 732,872,985 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 | 額 |
|--|------------------|-----|-----------|
| 1 道路災害関連事業の年度を越える工事を一括契約すること、(県道給島櫛ヶ浜停車場線) | 平成18年度から平成20年度まで | | 320,000千円 |
| 2 公共土木施設災害復旧事業の年度を越える工事を一括契約すること、(県道給島櫛ヶ浜停車場線) | 平成18年度から平成20年度まで | | 980,000千円 |

(六四六) 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。

平成十八年十二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 丸和下松店
所在地 下松市大字西豊井一五九〇の一
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
三'五〇平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成十八年十一月二十九日

(六四七) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成十八年十二月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 作業の種類
公共測量(地形測量)
- 二 作業の地域
下関市武久町及び山陽小野田市大字植生
- 三 作業の期間
平成十八年十二月二十五日から平成十九年三月三十一日まで

(六四八) 港湾施設に係る指定管理者の指定

山口県港湾施設管理条例(昭和三十一年山口県条例第十三号。以下「条例」という。)(第十五条第一項の規定により、港湾施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年十二月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

| | | |
|-------|---|---------|
| 港湾の名称 | 港湾施設の名称 | 港湾施設の場所 |
| 徳山下松港 | 櫛ヶ浜防波堤A、櫛ヶ浜防波堤B、櫛ヶ浜護岸A、櫛ヶ浜護岸B、櫛ヶ浜浮き棧橋、櫛ヶ浜物揚場、櫛ヶ浜船揚場、櫛ヶ浜道路及び櫛ヶ浜野積場 | 周南市 |

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

周南市 周南市岐山通一丁目一番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(知事が定める港湾施設(以下「指定港湾施設」という。)(の使用に係るものに限る。(四)及び(五)において同じ。)(をすること。
- (二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)(を受けること。
- (三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る。)(を受理すること。
- (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
- (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消すこと。

- し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間
平成十八年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間



山口県教育委員会告示第六号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)(第四条第一項の規定により、次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

平成十八年十二月二十六日

山口県教育委員会

| 名 | 称 | 員数 | 所在の場所 | 所有者 |
|-------|---|----|------------|------|
| 河村写真館 | | 一棟 | 山口市上野小路一〇三 | 河村通弘 |

平成十八年十二月二十六日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）